

川崎市路線バス社会実験支援補助金交付要綱

平成26年4月10日市長決裁

25川ま交政第403号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市域における整合性のとれた路線バスネットワーク構築やサービス向上に向けた路線新設又は既存路線の見直しの検討において、バス事業者が路線バス社会実験を実施するに当たり、その費用の一部に補助金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業者 第3号の乗合バス事業者及び第4号の貸切バス事業者をあわせていう。
- (2) 乗合バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。
- (3) 乗合バス事業者 乗合バス事業を経営する者であつて、川崎市内に営業所を有する者をいう。
- (4) 貸切バス事業者 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者であつて、川崎市内に営業所を有する者をいう。
- (5) 路線バス社会実験 本格運行の実施を見据え、バス事業者が、路線新設や既存路線の一部変更など路線の見直しを検討する際に、その路線における旅客の需要等をあらかじめ把握するため、期間を限定して実施するバス運行事業をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、路線バス社会実験の実施における運賃収入の実績額から運行経費の見込額を減じて得た欠損額とする。

2 市長は、予算の範囲内において、路線バス社会実験に係る補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額を、補助対象事業者に交付する。

3 運行経費の見込額等は、別表に定めるところにより算出するものとする。

(実験の実施期間等)

第4条 路線バス社会実験の実施期間は、12箇月以内とし、社会実験の種類や地域特性等を勘案し、市長が決定する。

2 補助対象期間は、本要綱に基づき補助金の交付を受けようとする会計年度（地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年とする。

(補助対象路線等)

第5条 補助対象とする路線は、第6条に基づき定めた「路線バス社会実験実施計画」をもとに決定する。ただし、道路運送法上、認可申請の手続きが必要となるものについては、道路運送法施行規則第9条の2に基づく「川崎市地域公共交通会議」において、地域にふさわし

い運行形態であって、整合性のとれたバスネットワーク構築に寄与すると認められたものとする。

2 路線バス社会実験の路線が市域をまたぐ場合は、路線の8割以上が川崎市内に位置するものとし、川崎市外の運行区間は補助対象外とする。

3 補助対象事業者は、第2条第1号に該当する者であって、第6条に基づき定めた「路線バス社会実験実施計画」に運送事業者として記載されている者とする。

(路線バス社会実験実施計画)

第6条 路線バス社会実験を実施する場合は、次に掲げる事項について具体的に記載した「路線バス社会実験実施計画」を作成するものとする。

(1) 路線バス社会実験に係る目的・必要性

(2) 路線バス社会実験に係る定量的な目標・効果

(3) 路線バス社会実験により運行を行う路線の概要及び運送事業者

(4) 路線バス社会実験に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、路線バス社会実験補助金交付申請書(第1号様式)を、路線バス社会実験を実施しようとする月の1箇月前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前項の申請書の提出をした者(以下「申請者」という。)の営む主な事業を記載した書類

(2) 前条により作成した「路線バス社会実験実施計画」

(3) 旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条に基づき作成された前事業年度の事業報告書

(4) 路線バス社会実験の実施に当たり、当該実験を行うバス事業者と川崎市長において締結した協定の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、同項の申請書の内容を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、路線バス社会実験補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次に定めるところによる。

(1) 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)の代表者又は役員のうち暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。

(2) その他市長が必要と認める条件

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、第8条の規定による通知があった日から30日以内とし、取下げをしようとする者は、路線バス社会実験補助金交付申請取

下書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第11条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、路線バス社会実験補助事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の額の変更決定及び通知）

第12条 市長は、前条の承認をするときは、補助金の額の変更を行うことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の額の変更をしたときは、補助金の額の変更通知書（第5号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 第10条の規定は、第1項の規定により補助金の額の変更をした場合に準用する。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに路線バス社会実験補助金に係る補助事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故等の報告）

第14条 補助事業者は、路線バス社会実験の実施中に事故等が発生したときは、速やかに路線バス社会実験補助金に係る補助事業事故等報告書（第7号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、路線バス社会実験補助金に係る補助事業完了実績報告書（第8号様式）（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあつては、路線バス社会実験補助金に係る補助事業廃止実績報告書（第9号様式）。以下同じ。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助事業の廃止の承認を受けた場合はこの限りではない。

（1）補助事業に係る収支計算書

（2）運賃収入及び領収書等経費の支出を証する書類若しくはその写し又はこれに代わるもの

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第16条 市長は、前条の補助事業完了実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、路線バス社会実験補助金額の確定通知書（第10号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり、必要があるときは、現地調査をすることができる。

（補助金の交付及び請求）

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後、速やかに補助金の交付を受けるため所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があつた後、補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 第10条第2項の規定による申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (4) 第13条の規定による補助事業の中止又は廃止に係る書類の提出があった場合
- (5) 第16条第2項の規定による調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 補助金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更交付の決定の内容に違反した場合
- (7) その他この要綱に違反したと認められる場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても準用するものとする。

3 市長は、第1項（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、路線バス社会実験補助金交付取消通知書（第11号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（帳簿の保存）

第20条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。（26川ま交政第264号）

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。（2川ま交政第463号）

別表

1 運行経費の見込額は、次式によって算出する。ただし、補助事業の実施に要する経費に係る消費税相当分は補助対象としない。

● 運行経費の見込額

補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額（A）× 対象路線の計画実車走行キロ（B）

ただし、Aの額が、乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地域（京浜ブロック）キロ当たり標準経常費用を上回る場合、又は道路運送法第21条に基づき貸切バス事業者が社会実験を実施する場合は、次式によって算出する。

京浜ブロックのキロ当たり標準経常費用× 対象路線の計画実車走行キロ（B）

（注）京浜ブロックのキロ当たり標準経常費用については、補助金交付申請時点の最新のものとし、川崎市交通局は公営の額を、民間バス事業者は民営の額をそれぞれ適用する。

（注）「京浜ブロック」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日国自旅第116号、国土交通省自動車部長通達）の別表に定める標準運賃ブロックの京浜地区をいう。

2 運賃収入の実績額の算出方法は、第6条による「路線バス社会実験実施計画」の作成までに、バス事業者と川崎市において協議し定めるものとする。

3 第3条第1項に定める補助対象経費の額の算出に当たっては、千円未満を切り捨てるものとする。